

# 令和 7 年度 当初予算案等説明資料

1. 総務企画局所管予算案	1
(1) 総括	1
(2) 一般会計（歳入）	2
(3) 一般会計（歳出）	6
(4) 債務負担行為	8
(5) 令和7年度総務企画局重要施策	10
(6) 款項目別説明資料	20
2. 条例案の概要	36
(1) 議案第52号 福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案	36
(2) 議案第53号 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例案	37
(3) 議案第54号 福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例案	41
(4) 議案第55号 福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	56
(5) 議案第56号 福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例案	61
(6) 議案第90号 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案	65
3. 組織編成案	76

総務企画局



# 1. 総務企画局所管予算案

## (1) 総括

(単位:千円)

区分	令和7年度予算額 (A)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	3,887,398	28,058,612	3,189,853	49,000	648,545	24,171,214	

(単位:千円)

区分	令和6年度予算額 (B)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	3,313,307	26,330,359	2,092,073	-	1,221,234	23,017,052	

(単位:千円)

区分	差引増減 (令和7年度予算額:A) - (令和6年度予算額:B)						
	歳入	歳出	財源内訳				一般財源
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	574,091	1,728,253	1,097,780	49,000	△ 572,689	1,154,162	

## (2) 一般会計（歳入）

款・項	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)
(18) 使用料及び手数料	千円 5,347	千円 5,347
2 手数料	5,338	5,338
3 収入証紙収入	9	9
(19) 国庫支出金	2,021,129	2,066,894
2 国庫補助金	2,021,129	2,066,894
(20) 県支出金	1,168,724	25,179
3 委託金	1,168,724	25,179
(21) 財産収入	8,354	12,803
1 財産運用収入	8,174	12,623
2 財産売払収入	180	180
(22) 寄附金	3,840	5,231
1 寄附金	3,840	5,231

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 －	% －	千円
－	－	
－	－	
△ 45,765	△ 2.2	
△ 45,765	△ 2.2	デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく 補助金の減 △ 71,666 デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ) 交付要綱に基づく交付金の減 △ 29,440 地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づく 交付金の増 20,000
1,143,545	4,541.7	
1,143,545	4,541.7	統計調査費委託金の増 1,143,545
△ 4,449	△ 34.7	
△ 4,449	△ 35.2	
－	－	
△ 1,391	△ 26.6	
△ 1,391	△ 26.6	

款・項	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)
(23) 繰 入 金	千円 -	千円 737,074
24 退職手当基金繰入金	-	737,074
(25) 諸 収 入	631,004	460,779
2 保険料収入	53,580	43,075
10 受託事業収入	271,395	129,442
12 雑 入	306,029	288,262
(26) 市 債	49,000	-
1 市 債	49,000	-
合 計	3,887,398	3,313,307

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 △ 737,074	% 皆減	千円
△ 737,074	皆減	退職手当基金受入金の減 △ 737,074
170,225	36.9	
10,505	24.4	
141,953	109.7	電子計算機による計算業務等の受託収入の増 126,938
17,767	6.2	国勢調査用借上事務室の敷金返還金の増 17,275
49,000	皆増	
49,000	皆増	児童福祉施設整備事業に充当する起債の増 49,000
574,091	17.3	

### (3) 一般会計（歳出）

款・項	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)
(2) 総務費	千円 28,058,612	千円 26,330,359
1 総務管理費	26,486,854	26,105,932
5 統計調査費	1,571,758	224,427
合 計	28,058,612	26,330,359

差引増減 (A)－(B) (C)	対前年度 伸率 (C)／(B)	主な増減内容
千円 1,728,253	% 6.6	千円
380,922	1.5	全庁OA関連経費の増 955,156 システム運用・保守経費の増 559,296 給与費等(市長、副市長及び一般職職員) △ 752,556
1,347,331	600.3	委託統計調査費の増 1,160,820
1,728,253	6.6	

## (4) 債務負担行為

会計名	事 項	期 間	限 度 額
一般会計	文書管理システム更新等	令和8年度	千円 197,320
	システム刷新事業に係る 税システム構築等	令和8年度から 令和14年度まで	令和8年度以降 6,493,757
	システム刷新事業に係る インフラ共通基盤整備 (令和7年度増設分)	令和8年度から 令和10年度まで	令和8年度以降 1,631,601

左 の 財 源 内 訳			
国 県 支 出 金	特 定 財 源		一 般 財 源 又 は 当 該 事 業 財 源
	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
-	-	23,895	173,425
-	-	-	6,493,757
-	-	-	1,631,601

## (5) 令和7年度総務企画局重要施策

上段 令和7年度予算額  
 (下段 令和6年度予算額)  
 ★：新規

### 1. 福岡市総合計画の推進

基本計画に掲げる施策について、事業の進捗状況や指標の達成状況等を踏まえながら進行管理を行い、基本構想に掲げる都市像の実現に向けて、施策事業の着実な推進を図る。

19,300 千円

主な事業 ( 42,414 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
総合計画進行管理	17,625	基本計画の成果指標に関する意識調査や施策評価等、総合計画の進行管理を行っている。	基本計画に掲げる市民意識の調査や施策評価等を実施するとともに、政策推進プランの策定に取り組む。
Well-being 及びSDGs推進 事業	1,675	SDGsの普及・啓発に取り組むとともに、「福岡市 Well-being & SDGs 登録制度」により、働く人の Well-being の向上と SDGs の達成に向けて取り組む企業を支援している。	SDGs の普及・啓発に取り組むとともに、「福岡市 Well-being & SDGs 登録制度」のさらなる浸透を図る。

## 2. プロジェクトの推進

生活の質の向上と都市の成長の持続的な好循環を創り出すため、局横断的な重要課題等に対応したプロジェクトについて、全市的観点から各局事業の調整や進行管理を行うことなどにより、推進を図る。

203,783 千円

主な事業

( 157,503 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
ユニバーサル都市・福岡の推進	7,893	ユニバーサル都市・福岡の実現をめざし、児童向け教材の改訂・ウェブ化や市民・企業の自発的な行動につながるようなユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組んでいる。	ユニバーサル都市・福岡の実現をめざし、様々な媒体を活用したユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組む。
地域ポイント事業	60,718	モデル校区での実証を通して課題の抽出や改善に取り組み、市民の地域活動などを支援する仕組みの構築を進めている。	本格実施を見据え、モデル校区を拡大し、持続可能な仕組みの構築・運用に取り組む。 また、ポイント付与の対象活動や特典の拡充について検討を進める。
農山漁村地域など市街化調整区域の活性化	50,000	地域主体の取組みを支援するとともに、土地利用規制の緩和を契機とした、地域産業の振興に繋がるビジネスの創出に向けて、地域住民との対話や民間事業者への情報発信などに取り組んでいる。	活性化に向けた地域主体の取組みを支援するとともに、国補助を活用した地域産業の振興に繋がる新たなビジネス創出支援などの取組みを推進する。
産学官民連携による国際競争力強化	35,000	福岡地域戦略推進協議会において、産学官民連携のプラットフォームの活用により、新たなプロジェクトの立ち上げ支援を行うなど、地域の成長に資する取組みを進めている。	産学官民が連携するプラットフォーム機能を活かし、さらなる事業化の支援を行うなど、地域の成長に資する取組みを進める。
国家戦略特区の推進	7,743	「グローバル創業都市・福岡」の実現のため、国等と共同で区域会議の開催及び区域計画の策定を行うなど、「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」の活用に関する調整を行うとともに、市民への情報発信などに取り組んでいる。	国等と共同で区域会議の開催及び区域計画の策定を行うとともに、市民への情報発信などに取り組むほか、認定を受けた区域計画に基づき、各局が実施する特区関連事業の推進をサポートする。

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
スマートシティ 推進事業	2,408	AIやIoTといった先端技術等を活用し、社会課題の解決等の促進に取り組んでいる。	各局の先端技術等を活用した取組みのサポートや、関係団体との連携などにより、スマートシティを推進し、社会課題の解決等の促進に取り組む。
★ 中高生の多様な 職業体験機会等 の創出	3,000	—	地場企業や大学・専門学校等と連携し、中学生・高校生が将来について考える機会を創出する。

### 3. 国際化の推進

姉妹都市をはじめとする海外諸都市との交流や、国際機関との連携等を通して、福岡市のプレゼンスを高めるとともに、多文化共生の推進など日本人にも外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくりやグローバル人材の育成・定着を促進する。

391,228 千円

主な事業

( 355,292 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
姉妹都市交流推進事業	47,458	姉妹都市との相互理解を促進する事業や、姉妹都市としての関係を活用した経済交流事業等を実施している。	米国アトランタ市との20周年事業などを通して、姉妹都市とのさらなる相互理解を促進するとともに、経済交流事業等を実施する。
在住外国人の生活環境整備事業	45,909	生活情報の提供や生活ルール・マナーの紹介、区役所等の多言語対応のほか、日本語教育の推進や地域の国際交流を促進している。	多言語での情報発信や転入手続き時の生活ガイダンスなどのほか、日本語教育の推進や地域の国際交流の促進を行う。
★地域の多文化共生推進	9,000	—	在住外国人の増加を踏まえ、東・博多・南区において、地域住民と在住外国人のコミュニティの核となる方等が、まちづくりや交流についてともに話し合う場を設けるなど、多文化共生の取組みを推進する。
グローバル人材育成・留学生支援事業	15,117	奨学金事業やインターンシップ事業の実施など、グローバル人材の育成・定着促進やSNS等による情報提供などに取り組んでいる。	インターンシップ事業などを引き続き実施するとともに、留学生・地元企業双方へのセミナー開催等、留学生の地元定着に向けた取組みを強化し、グローバル人材育成・支援に取り組む。
福岡アジア文化賞事業	32,810	これまでに、28か国・地域の127名の研究者や文化人に贈賞し、授賞式や市民フォーラム、学校訪問等を実施した。	優れた受賞者を選考し、授賞式や市民フォーラム、学校訪問等を実施する。
福岡よかトピア国際交流財団事業	117,537	福岡市の国際施策を担う機関として、市民の国際交流の促進、在住外国人の支援やグローバル人材の育成などを推進している。	福岡市外国人総合相談支援センターの運営のほか、地域の日本語教育の支援や国際交流の推進などに取り組む。

#### 4. 広域行政の推進及び水資源対策

圏域内の 17 市町で構成する福岡都市圏広域行政推進協議会を中心として、暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏づくりを推進するとともに、WITH THE KYUSHU の理念のもと、より広域的な視点に立って、九州各地域との連携を図る。

また、福岡都市圏に共通する水問題の解決に向けて、関係自治体が一体となり、総合的な水対策を推進する。

19,861 千円

主な事業

( 19,887 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
都市圏広域行政	3,059	福岡都市圏広域行政推進協議会において、広域行政計画に基づく共同事業の推進や、国・県に対する提言活動などに取り組んでいる。	共同事業の推進や関係機関に対する提言活動に取り組み、圏域における広域行政を推進する。
福岡都市圏広域行政事業組合運営経費	14,211	都市圏の共同事業を行う福岡都市圏広域行政事業組合に対し、その運営に係る負担金を支出している。	都市圏の共同事業を行う福岡都市圏広域行政事業組合に負担金を支出する。
九州各地域との連携の推進	1,255	九州広場の活用などにより九州各地域との交流連携を推進するとともに、北九州市や熊本市、鹿児島市などの他都市と連携し、市民サービスの向上や観光振興など様々な分野で連携事業を実施している。	九州各地域との連携事業を推進する。
福岡都市圏総合水対策の推進	631	都市圏共通の課題である水問題に取り組むため、福岡都市圏広域行政推進協議会において、水に関する調査研究や国・県に対する提言などを実施している。	都市圏の総合的水対策推進のための調査研究や国・県等関係機関への提言活動など、都市圏一体となった活動を実施する。

## 5. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

市民の利便性の向上、行政事務の効率化を図るため、「福岡市DX戦略」に基づき、十分なセキュリティの確保のもと、行政手続きや市民サービスのデジタル化、オンライン化、データの利活用などDXに関する取組みを推進する。

また、社会保障・税番号制度への対応やシステム刷新など、各種情報化施策を推進する。

4,628,098 千円

主な事業

( 5,132,945 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
ノンストップ 行政の推進	111,477	オンライン申請に対する結果通知等のデジタル化を開始するとともに、離島などの公民館等から遠隔で相談等を可能とする「リモート窓口」の運用などに取り組んでいる。	結果通知等のデジタル化の推進、「リモート窓口」の機能強化などにより、行政手続きや市民サービスのデジタル化・オンライン化に一層取り組む。
デジタルを活用 した業務効率化 の推進	71,337	庁内業務へのRPA（※1）やAI-OCRの活用推進、ノーコードツール（※2）の導入に取り組んでいる。	庁内業務へのRPAやAI-OCRの拡充、ノーコードツールの活用により、業務効率化を一層推進する。
働き方DXの推進	134,119	多様な働き方を推進するためのテレワーク環境の拡充や、各職場におけるDXの取組みを牽引するデジタル人材の育成などに取り組んでいる。	テレワーク環境の拡充やデジタル人材の育成など、業務効率化と生産性向上に関する取組みを一体的に推進する。
データ連携基盤	134,646	データ連携基盤を活用したポータルサイト「ふくおかサポート」から子育てや教育、福祉などのプッシュ型の情報提供を行っている。	「ふくおかサポート」のプッシュ型の情報提供について、利用できるサービスを拡充するとともに、機能改善によりさらなる利便性の向上に取り組む。
システム刷新	3,100,318	児童相談システム、高齢者・地域福祉システムの構築を令和7年1月に完了した。 また、子ども・子育て支援システム、特別児童扶養手当システム、介護保険システム及び健康管理システムの構築に向けた取組みを実施している。	子ども・子育て支援システム、特別児童扶養手当システム、介護保険システム及び健康管理システムの構築等を引き続き行うとともに、新たに税システムの構築等に取り組む。

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
自治体情報システム標準化対応経費	264,475	自治体情報システム標準化に対応するため、国が示した標準仕様書に基づき、システム改修等を実施している。	自治体情報システム標準化に対応するため、国が示した標準仕様書に基づき、データ連携機能の改修等に取り組む。
番号制度対応経費	646,062	各区役所・出張所にマイナンバーカード総合窓口を設置するとともに、公民館等において申請出張サポート等を実施している。 また、社会保障・税番号制度に係るシステム運用及び改修を行っている。	引き続き、マイナンバーカード総合窓口や申請出張サポート等を実施するとともに、社会保障・税番号制度に係るシステム運用及び改修を行う。

※1 RPA：パソコン上で行う定型業務を自動的に処理するアプリケーション

※2 ノーコードツール：プログラミングの知識が無くても簡易なシステムを作成できるソフトウェア

## 6. 効果的・効率的な行政運営の推進

社会経済情勢や市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、「行政運営プラン」を策定し、これからの時代にふさわしい行政サービスの提供と効果的・効率的な行政運営に向けた取組みを推進する。

180,030 千円

主な事業

( 234,236 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
効果的・効率的な行政運営の推進	180,030	行政運営プランに基づき、区役所の定型業務を集約・委託化する行政事務センターの設置など、効果的・効率的な行政運営の推進に取り組んでいる。	行政運営プランを策定するとともに、区役所の定型業務を集約・委託化する行政事務センターを運営するなど効果的・効率的な行政運営の推進に取り組む。

## 7. 情報公開及び個人情報保護

情報公開については、公文書公開請求制度の適正な運用とともに、市政に関する情報の市民への迅速かつ積極的な公表・提供を図る。

また、個人情報保護については、個人情報開示請求などの制度の運用を通して、個人情報の適正な取扱いの徹底を図る。

9,070 千円

( 9,070 千円 )

主な事業

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
情報公開制度 運営経費	1,888	情報公開審査会の開催のほか、職員の意識向上を目的に研修等の実施、会議開催や主要事業実施状況の情報公表・提供等の推進を行っている。	審査会の円滑な運営や、職員の意識向上に努めるとともに、公文書公開請求制度の適正な運用と情報公表・提供施策の充実を図る。
個人情報保護 制度運営経費	7,182	個人情報保護審議会の開催のほか、職員の意識向上を目的に研修等の実施、個人情報ファイル簿による保有状況の公表などを行っている。	審議会の円滑な運営や、職員の意識向上に努めるとともに、開示請求やファイル簿の公表などの制度の運用により、個人情報の適正な取扱いの徹底を図る。

## 8. 人事・給与制度、人材育成及び福利厚生

職員の意欲や能力と実績を踏まえ、適材適所及び人材育成の観点に立った人事異動を実施するとともに、公務員倫理の保持に努める。また、職員の研修実施や職場研修の支援等により、職員の能力と意欲の向上を図る。

さらには、職員の給与その他の勤務条件を整備するとともに、職員が健康で安心して働くことができるよう安全衛生を推進する。

523,440 千円

主な事業

( 474,603 千円 )

事業名	予算額 (千円)	事業内容	
		これまでの取組み	7年度の主な取組み
人事・給与制度 関連経費	325,920	職員の任免、人事異動、服務指導を行うとともに、会計年度任用職員制度など人事制度及び職員の給与制度等の勤務条件に関する検討・整備等により、職員の能力と意欲の向上に取り組んでいる。	職員の任免、人事異動、服務指導を行うとともに、人事制度及び職員の給与制度等の勤務条件に関する検討・整備等により、職員の能力と意欲の向上に取り組む。
人材育成経費	39,432	管理職のマネジメント支援の強化や職場の活性化、女性職員の活躍推進を図るため研修を充実するとともに、派遣研修の実施や自主研修の支援を行っている。	管理職のマネジメント支援の強化や職場の活性化、女性職員の活躍推進を図るため研修を充実するとともに、派遣研修の実施や自主研修の支援を行っていく。
職員の安全衛生、 福利厚生経費	158,088	職員の安全衛生の管理に努めるとともに、福岡市職員共済組合及び福岡市職員厚生会において、各種福利厚生事業を実施している。	職員の安全衛生の管理に努めるとともに、福岡市職員共済組合及び福岡市職員厚生会において、各種福利厚生事業を実施していく。



(6) 款項目別説明資料  
ア. 一般会計 (歳入)

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A) 千円	令和6年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
59	18 使用料及び 手 数 料	2 手数料	1 総務手数料	5,338	5,338	-
65		3 収入証紙 収 入	1 収入証紙 収 入	9	9	-
70~72	19 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総 務 費 国庫補助金	2,021,129	2,066,894	△ 45,765
99	20 県支出金	3 委 託 金	1 総 務 費 委 託 金	1,168,724	25,179	1,143,545

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
-	行政不服審査法に基づく書面等交付手数料 1 ( 1 ) 個人情報保護法に基づく匿名加工情報手数料 5,337 ( 5,337 )
-	契約履行証明書発行手数料
△ 2.2	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金 9,600 ( 9,600 ) 地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく交付金 800 ( - ) 地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づく交付金 20,000 ( - ) 外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金 10,000 ( 10,000 ) 教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金 11,394 ( 10,751 ) マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく補助金 598,740 ( 579,315 ) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づく補助金 31,486 ( 29,553 ) デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金 1,326,569 ( 1,398,235 ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ） 交付要綱に基づく交付金 - ( 29,440 ) 新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱に基づく交付金 12,540 ( - )
4,541.7	統計調査費委託金 国勢調査 1,165,343 ( - ) 経済センサス活動調査準備 2,520 ( 170 ) 農林業センサス 219 ( 5,742 ) 学校基本調査 334 ( 330 ) 経済センサス調査区管理 110 ( 110 ) 統計調査員確保対策事業 198 ( 198 ) 国勢調査調査区設定 - ( 8,922 ) 全国家計構造調査 - ( 7,966 ) 国勢調査第3次試験調査 - ( 1,741 )

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和6年度 予 算 額 (B)	差引増減 (A) - (B) (C)
				千円	千円	千円
101	21 財産収入	1 財産運用 収 入	1 財産貸付 収 入	6,169	5,341	828
105			2 利子及び 配 当 金	2,005	7,282	△ 5,277
106		2 財産売却 収 入	2 物品売却 収 入	180	180	-
107	22 寄 附 金	1 寄 附 金	1 総 務 費 寄 附 金	3,840	5,231	△ 1,391
117	23 繰 入 金	24 退職手当 基金繰入金	1 退職手当 基金繰入金	-	737,074	△ 737,074
118	25 諸 収 入	2 保険料収入	1 保険料収入	53,580	43,075	10,505
122~123		10 受託事業 収 入	1 総務費受託 事業収入	271,395	129,442	141,953
128		12 雑 入	13 その他の 雑 入	306,029	288,262	17,767
130	26 市 債	1 市 債	1 総 務 債	49,000	-	49,000
歳 入 合 計				3,887,398	3,313,307	574,091

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
15.5	福岡市国際会館の貸付収入
△ 72.5	退職手当基金から生じる利子収入 - ( 4,833 ) 株式会社ジェイコム九州出資金に対する配当金 2,005 ( 2,449 )
-	FUKUOKA NEXTグッズの販売収入 30 ( 30 ) 統計刊行物の販売収入 150 ( 150 )
△ 26.6	留学生支援事業に対する寄附金
皆減	退職手当の財源に充当するための基金受入金
24.4	雇用保険法に基づく保険料収入 4,361 ( 4,245 ) 厚生年金保険法に基づく保険料収入 49,219 ( 38,830 )
109.7	電子計算機による計算業務等の受託収入 245,979 ( 119,041 ) 庶務事務処理に伴う受託収入 21,787 ( 7,787 ) 総務事務センター運営に伴う受託収入 3,629 ( 2,614 )
6.2	派遣職員の人件費相当分収入 177,579 ( 187,343 ) 下水道事業会計退職手当負担金 63,816 ( 58,013 ) 国勢調査用借上事務室の敷金返還金 17,275 ( - )
皆増	児童福祉施設整備事業に充当する起債
17.3	

## イ. 一般会計（歳出）

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A) 千円	令和6年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
138~147	2 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	13,177,963	13,941,388	△ 763,425
148~151			2 人事管理費	588,668	535,808	52,860

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額
△ 5.5	<p>1 給与費等(市長、副市長及び一般職職員) 12,782,614 ( 13,535,170 )  ※退職手当を含む  特別職職員(市長、副市長)、一般職職員・1,320人(うち会計年度任用職員・13人)</p> <p>関連歳入</p> <p>(25) 諸収入 290,951  雇用保険料収入 1,983  厚生年金保険料収入 13,547  その他の雑入 275,421</p> <p>2 非常勤職員の公務災害等補償経費 3,352 ( 3,480 )</p> <p>3 法制、文書その他総務事務経費 87,785 ( 162,301 )  ア 法制事務経費 27,739 ( 27,671 )  イ 文書事務経費 39,543 ( 115,982 )  ウ 情報公開に関する経費 1,888 ( 1,868 )  エ 個人情報保護に関する経費 7,182 ( 7,202 )  オ その他の経常事務費 11,433 ( 9,578 )</p> <p>関連歳入</p> <p>(18) 使用料及び手数料 5,338  行政不服審査法に基づく書面等交付手数料 1  個人情報保護法に基づく匿名加工情報手数料 5,337  (25) 諸収入 1,956  その他の雑入</p> <p>4 効果的・効率的な行政運営の推進 181,398 ( 235,604 )  ア 効果的・効率的な行政運営の推進 180,030 ( 234,236 )  イ 公正な職務の推進 1,368 ( 1,368 )</p> <p>5 その他の経費 122,814 ( 4,833 )</p>
9.9	<p>1 一般職職員給与費等 65,228 ( 61,205 )  一般職職員・15人(うち会計年度任用職員・15人)</p> <p>関連歳入</p> <p>(25) 諸収入 4,876  雇用保険料収入 302  厚生年金保険料収入 4,574</p> <p>2 人事、労務経費 325,920 ( 266,247 )  ア 職員の貸与被服費 29,820 ( 40,337 )  イ その他の事務費 296,100 ( 225,910 )</p> <p>関連歳入</p> <p>(25) 諸収入 28,066  庶務事務処理に伴う受託収入 21,787  総務事務センター運営に伴う受託収入 3,629  その他の雑入 2,650</p>

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A) 千円	令和6年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
162~167			10 企画調整費	411,437	391,171	20,266

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明	( ) 内は前年度予算額	
	<b>3 人材育成経費</b>	<b>39,432</b>	( <b>39,432</b> )
	ア 職員の研修経費	34,080	( 30,840 )
	イ 運営管理費	5,352	( 8,592 )
	関連歳入		
	(25) 諸収入	373	
	その他の雑入		
	<b>4 職員の福利厚生経費</b>	<b>158,088</b>	( <b>168,924</b> )
	ア 安全衛生管理経費	59,715	( 63,178 )
	イ 福岡市職員共済組合負担金	60,346	( 66,622 )
	ウ 福岡市職員厚生会交付金	20,461	( 20,676 )
	エ 福岡市職員共済組合交付金	17,421	( 18,303 )
	オ その他の経費	145	( 145 )
5.2	<b>1 一般職職員給与費等</b>	<b>28,398</b>	( <b>26,486</b> )
	一般職職員・6人(うち会計年度任用職員・6人)		
	関連歳入		
	(25) 諸収入	2,125	
	雇用保険料収入	132	
	厚生年金保険料収入	1,993	
	<b>2 福岡市の政策に関する調査・企画及び調整経費</b>	<b>177,920</b>	( <b>205,834</b> )
	ア 福岡市総合計画の推進経費	19,300	( 42,414 )
	イ 福岡市の施策に関する総合調整経費	43,288	( 48,393 )
	ウ 広域行政の推進経費	18,525	( 18,539 )
	エ 福岡アジア都市研究所経費	96,807	( 96,488 )
	関連歳入		
	(21) 財産収入	30	
	物品売払収入		
	<b>3 プロジェクトの推進経費</b>	<b>203,783</b>	( <b>157,503</b> )
	関連歳入		
	(19) 国庫支出金	42,940	
	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	9,600	
	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく交付金	800	
	地域経済循環創造事業交付金交付要綱に基づく交付金	20,000	
	新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱に基づく交付金	12,540	
	<b>4 水資源対策経費</b>	<b>1,336</b>	( <b>1,348</b> )

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A) 千円	令和6年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
166~169			11 情報化推進費	11,757,421	10,731,510	1,025,911
168~171			12 基地対策費	1,276	1,276	0

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明	( ) 内は前年度予算額	
9.6	1 一般職職員給与費等 一般職職員・27人(うち会計年度任用職員・27人) 関連歳入 (19) 国庫支出金 69,652 マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく 補助金 (25) 諸収入 9,335 雇用保険料収入 584 厚生年金保険料収入 8,751	123,394	( 107,429 )
	2 DXの推進経費 関連歳入 (19) 国庫支出金 1,887,143 マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱に基づく 補助金 529,088 社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱 に基づく補助金 31,486 デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金 1,326,569 (21) 財産収入 2,005 株式会社ジェイコム九州出資金に対する配当金 (25) 諸収入 6,752 電子計算機による計算業務等の受託収入	4,628,098	( 5,132,945 )
	3 システム運用・保守経費 関連歳入 (25) 諸収入 19,864 電子計算機による計算業務等の受託収入	4,079,443	( 3,520,147 )
	4 全庁OA関連経費 関連歳入 (25) 諸収入 219,363 電子計算機による計算業務等の受託収入 (26) 市債 49,000 児童福祉施設整備事業に充当する起債	2,901,197	( 1,946,041 )
	5 その他の事務経費 関連歳入 (18) 使用料及び手数料 9 収入証紙収入 (25) 諸収入 280 その他の雑入	25,289	( 24,948 )
0.0	基地対策費	1,276	( 1,276 )

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A) 千円	令和6年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
182~185			18 国際化推進費	502,244	458,081	44,163
194~197			22 東京事務所費	47,758	46,611	1,147
196~197			23 恩給及び 退職年金費	87	87	0

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明  ( ) 内は前年度予算額																																																																																																																																																		
9.6	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 320 1037 383">1 一般職職員給与費等 一般職職員・23人 (うち会計年度任用職員・23人)</td> <td data-bbox="1070 320 1165 349">111,016</td> <td data-bbox="1235 320 1412 349">( 102,789 )</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 389 718 517"> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 389 391 418">┌</td> <td data-bbox="395 389 502 418">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 389 1165 418"></td> <td data-bbox="1169 389 1189 418">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 423 550 452">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 423 1165 452">8,268</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 456 670 486">雇用保険料収入</td> <td data-bbox="1112 456 1165 486">514</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 490 718 519">厚生年金保険料収入</td> <td data-bbox="1091 490 1165 519">7,754</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 524 391 553">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 524 1189 553">┘</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 557 1037 620">2 国際交流事業費</td> <td data-bbox="1070 557 1165 586">47,458</td> <td data-bbox="1235 557 1412 586">( 21,153 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 624 718 687"> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 624 391 654">┌</td> <td data-bbox="395 624 502 654">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 624 1165 654"></td> <td data-bbox="1169 624 1189 654">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 658 550 687">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 658 1165 687">6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 692 638 721">その他の雑入</td> <td data-bbox="1070 692 1165 721"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 725 391 754">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 725 1189 754">┘</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 761 1037 824">3 国際化推進事業費</td> <td data-bbox="1070 761 1165 790">111,190</td> <td data-bbox="1235 761 1412 790">( 107,617 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 828 1165 913"> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 828 391 857">┌</td> <td data-bbox="395 828 502 857">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 828 1165 857"></td> <td data-bbox="1169 828 1189 857">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 862 606 891">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1091 862 1165 891">5,338</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 893 1133 922">教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td data-bbox="1070 893 1165 922"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 927 550 956">(22) 寄附金</td> <td data-bbox="1091 927 1165 956">3,840</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 960 845 990">留学生支援事業に対する寄附金</td> <td data-bbox="1070 960 1165 990"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 994 391 1023">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 994 1189 1023">┘</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 1028 1037 1090">4 拠点都市推進事業費</td> <td data-bbox="1070 1028 1165 1057">115,043</td> <td data-bbox="1235 1028 1412 1057">( 118,392 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 1095 1037 1124">ア 国際協力・連携事業費</td> <td data-bbox="1070 1095 1165 1124">82,233</td> <td data-bbox="1235 1095 1412 1124">( 85,582 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 1128 1037 1158">イ 福岡アジア文化賞事業費</td> <td data-bbox="1070 1128 1165 1158">32,810</td> <td data-bbox="1235 1128 1412 1158">( 32,810 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 1164 1037 1227">5 国際交流財団事業費</td> <td data-bbox="1070 1164 1165 1193">117,537</td> <td data-bbox="1235 1164 1412 1193">( 108,130 )</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="359 1232 1165 1431"> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 1232 391 1261">┌</td> <td data-bbox="395 1232 502 1261">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 1232 1165 1261"></td> <td data-bbox="1169 1232 1189 1261">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1265 606 1294">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1091 1265 1165 1294">16,056</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1296 1077 1326">外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金</td> <td data-bbox="1070 1296 1165 1326"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1091 1330 1165 1359">10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1364 1133 1393">教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td data-bbox="1070 1364 1165 1393"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1091 1397 1165 1426">6,056</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1431 574 1460">(21) 財産収入</td> <td data-bbox="1091 1431 1165 1460">6,169</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1464 670 1494">建物等貸付収入</td> <td data-bbox="1070 1464 1165 1494"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1498 550 1527">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 1498 1165 1527">910</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1532 638 1561">その他の雑入</td> <td data-bbox="1070 1532 1165 1561"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1565 391 1594">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 1565 1189 1594">┘</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 一般職職員給与費等 一般職職員・23人 (うち会計年度任用職員・23人)	111,016	( 102,789 )	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 389 391 418">┌</td> <td data-bbox="395 389 502 418">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 389 1165 418"></td> <td data-bbox="1169 389 1189 418">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 423 550 452">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 423 1165 452">8,268</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 456 670 486">雇用保険料収入</td> <td data-bbox="1112 456 1165 486">514</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 490 718 519">厚生年金保険料収入</td> <td data-bbox="1091 490 1165 519">7,754</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 524 391 553">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 524 1189 553">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(25) 諸収入	8,268			雇用保険料収入	514			厚生年金保険料収入	7,754		└			┘				2 国際交流事業費	47,458	( 21,153 )		<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 624 391 654">┌</td> <td data-bbox="395 624 502 654">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 624 1165 654"></td> <td data-bbox="1169 624 1189 654">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 658 550 687">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 658 1165 687">6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 692 638 721">その他の雑入</td> <td data-bbox="1070 692 1165 721"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 725 391 754">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 725 1189 754">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(25) 諸収入	6,000			その他の雑入			└			┘				3 国際化推進事業費	111,190	( 107,617 )		<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 828 391 857">┌</td> <td data-bbox="395 828 502 857">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 828 1165 857"></td> <td data-bbox="1169 828 1189 857">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 862 606 891">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1091 862 1165 891">5,338</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 893 1133 922">教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td data-bbox="1070 893 1165 922"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 927 550 956">(22) 寄附金</td> <td data-bbox="1091 927 1165 956">3,840</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 960 845 990">留学生支援事業に対する寄附金</td> <td data-bbox="1070 960 1165 990"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 994 391 1023">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 994 1189 1023">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(19) 国庫支出金	5,338			教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金				(22) 寄附金	3,840			留学生支援事業に対する寄附金			└			┘				4 拠点都市推進事業費	115,043	( 118,392 )		ア 国際協力・連携事業費	82,233	( 85,582 )		イ 福岡アジア文化賞事業費	32,810	( 32,810 )		5 国際交流財団事業費	117,537	( 108,130 )		<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 1232 391 1261">┌</td> <td data-bbox="395 1232 502 1261">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 1232 1165 1261"></td> <td data-bbox="1169 1232 1189 1261">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1265 606 1294">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1091 1265 1165 1294">16,056</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1296 1077 1326">外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金</td> <td data-bbox="1070 1296 1165 1326"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1091 1330 1165 1359">10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1364 1133 1393">教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td data-bbox="1070 1364 1165 1393"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1091 1397 1165 1426">6,056</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1431 574 1460">(21) 財産収入</td> <td data-bbox="1091 1431 1165 1460">6,169</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1464 670 1494">建物等貸付収入</td> <td data-bbox="1070 1464 1165 1494"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1498 550 1527">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 1498 1165 1527">910</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1532 638 1561">その他の雑入</td> <td data-bbox="1070 1532 1165 1561"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1565 391 1594">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 1565 1189 1594">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(19) 国庫支出金	16,056			外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金					10,000			教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金					6,056			(21) 財産収入	6,169			建物等貸付収入				(25) 諸収入	910			その他の雑入			└			┘		
1 一般職職員給与費等 一般職職員・23人 (うち会計年度任用職員・23人)	111,016	( 102,789 )																																																																																																																																																	
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 389 391 418">┌</td> <td data-bbox="395 389 502 418">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 389 1165 418"></td> <td data-bbox="1169 389 1189 418">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 423 550 452">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 423 1165 452">8,268</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 456 670 486">雇用保険料収入</td> <td data-bbox="1112 456 1165 486">514</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 490 718 519">厚生年金保険料収入</td> <td data-bbox="1091 490 1165 519">7,754</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 524 391 553">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 524 1189 553">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(25) 諸収入	8,268			雇用保険料収入	514			厚生年金保険料収入	7,754		└			┘																																																																																																																															
┌	関連歳入		┐																																																																																																																																																
	(25) 諸収入	8,268																																																																																																																																																	
	雇用保険料収入	514																																																																																																																																																	
	厚生年金保険料収入	7,754																																																																																																																																																	
└			┘																																																																																																																																																
	2 国際交流事業費	47,458	( 21,153 )																																																																																																																																																
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 624 391 654">┌</td> <td data-bbox="395 624 502 654">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 624 1165 654"></td> <td data-bbox="1169 624 1189 654">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 658 550 687">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 658 1165 687">6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 692 638 721">その他の雑入</td> <td data-bbox="1070 692 1165 721"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 725 391 754">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 725 1189 754">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(25) 諸収入	6,000			その他の雑入			└			┘																																																																																																																																		
┌	関連歳入		┐																																																																																																																																																
	(25) 諸収入	6,000																																																																																																																																																	
	その他の雑入																																																																																																																																																		
└			┘																																																																																																																																																
	3 国際化推進事業費	111,190	( 107,617 )																																																																																																																																																
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 828 391 857">┌</td> <td data-bbox="395 828 502 857">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 828 1165 857"></td> <td data-bbox="1169 828 1189 857">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 862 606 891">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1091 862 1165 891">5,338</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 893 1133 922">教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td data-bbox="1070 893 1165 922"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 927 550 956">(22) 寄附金</td> <td data-bbox="1091 927 1165 956">3,840</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 960 845 990">留学生支援事業に対する寄附金</td> <td data-bbox="1070 960 1165 990"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 994 391 1023">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 994 1189 1023">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(19) 国庫支出金	5,338			教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金				(22) 寄附金	3,840			留学生支援事業に対する寄附金			└			┘																																																																																																																										
┌	関連歳入		┐																																																																																																																																																
	(19) 国庫支出金	5,338																																																																																																																																																	
	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金																																																																																																																																																		
	(22) 寄附金	3,840																																																																																																																																																	
	留学生支援事業に対する寄附金																																																																																																																																																		
└			┘																																																																																																																																																
	4 拠点都市推進事業費	115,043	( 118,392 )																																																																																																																																																
	ア 国際協力・連携事業費	82,233	( 85,582 )																																																																																																																																																
	イ 福岡アジア文化賞事業費	32,810	( 32,810 )																																																																																																																																																
	5 国際交流財団事業費	117,537	( 108,130 )																																																																																																																																																
	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="359 1232 391 1261">┌</td> <td data-bbox="395 1232 502 1261">関連歳入</td> <td data-bbox="1070 1232 1165 1261"></td> <td data-bbox="1169 1232 1189 1261">┐</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1265 606 1294">(19) 国庫支出金</td> <td data-bbox="1091 1265 1165 1294">16,056</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1296 1077 1326">外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金</td> <td data-bbox="1070 1296 1165 1326"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1091 1330 1165 1359">10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1364 1133 1393">教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金</td> <td data-bbox="1070 1364 1165 1393"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1091 1397 1165 1426">6,056</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1431 574 1460">(21) 財産収入</td> <td data-bbox="1091 1431 1165 1460">6,169</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1464 670 1494">建物等貸付収入</td> <td data-bbox="1070 1464 1165 1494"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="411 1498 550 1527">(25) 諸収入</td> <td data-bbox="1091 1498 1165 1527">910</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="485 1532 638 1561">その他の雑入</td> <td data-bbox="1070 1532 1165 1561"></td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1565 391 1594">└</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1169 1565 1189 1594">┘</td> </tr> </table>	┌	関連歳入		┐		(19) 国庫支出金	16,056			外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金					10,000			教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金					6,056			(21) 財産収入	6,169			建物等貸付収入				(25) 諸収入	910			その他の雑入			└			┘																																																																																																						
┌	関連歳入		┐																																																																																																																																																
	(19) 国庫支出金	16,056																																																																																																																																																	
	外国人受入環境整備交付金交付要綱に基づく交付金																																																																																																																																																		
		10,000																																																																																																																																																	
	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金																																																																																																																																																		
		6,056																																																																																																																																																	
	(21) 財産収入	6,169																																																																																																																																																	
	建物等貸付収入																																																																																																																																																		
	(25) 諸収入	910																																																																																																																																																	
	その他の雑入																																																																																																																																																		
└			┘																																																																																																																																																

予算案 説明書 (その1) の掲載 ページ	款	項	目	令和7年度 予 算 額 (A) 千円	令和6年度 予 算 額 (B) 千円	差引増減 (A) - (B) (C) 千円
210~213		5 統計調査費	1 統 計 調 査 総 務 費	385,759	199,248	186,511
212~213			2 委 託 統 計 調 査 費	1,185,999	25,179	1,160,820
歳 出 合 計				28,058,612	26,330,359	1,728,253

(単位：千円)

対前年度 伸率 (C) / (B) %	説 明	( ) 内は前年度予算額	
93.6	1 一般職職員給与費等 一般職職員・107人（うち会計年度任用職員・81人） 〔 関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 〕	380,836	( 194,183 )
4610.3	2 市勢統計に要する経費 〔 関連歳入 (21) 財産収入 物品売払収入 〕  委託統計調査に要する経費 〔 関連歳入 (20) 県支出金 統計調査費委託金 (25) 諸収入 その他の雑入 〕	4,923	( 5,065 )
6.6		1,185,999	( 25,179 )
6.6			

## ウ. 負担金、補助及び交付金の予算措置状況

(単位:千円)

負担金の名称	交付先	7年度 予算額	6年度 予算額	対前年度 増減
研修費負担金	全国市町村国際文化研修所等	1,292	1,362	△ 70
福岡市職員共済組合負担金	福岡市職員共済組合	60,346	66,622	△ 6,276
安全衛生管理関係負担金	福岡中央労働基準協会等	955	1,282	△ 327
国家戦略道路占用事業負担金	国家戦略道路占用事業実施団体	-	500	△ 500
福北連携負担金	福北都市問題研究会	200	200	-
まちづくり負担金	We Love 天神協議会 博多まちづくり推進協議会	24,000	24,000	-
産学官民連携主体負担金	福岡地域戦略推進協議会	35,000	35,000	-
福岡都市圏広域行政推進協議会負担金	福岡都市圏広域行政推進協議会	3,690	3,690	-
福岡都市圏広域行政事業組合負担金	福岡都市圏広域行政事業組合	14,211	14,211	-
広域交流負担金	グランドクロス広域連携協議会	50	50	-
市長会負担金	指定都市市長会等	8,381	8,039	342
都市政策関係会議負担金	大都市企画主管者会議等	38	38	-
地域開発関係協議会負担金	(一財)地域活性化センター等	2,445	2,495	△ 50
調査研究機関負担金	(公財)九州経済調査協会等	1,080	1,469	△ 389
電算団体負担金 (地方公共団体情報システム機構)	地方公共団体情報システム機構	1,800	1,800	-
セキュリティクラウド負担金	福岡県自治体 情報セキュリティ対策協議会	229,003	229,003	-
防衛施設周辺整備全国協議会負担金	防衛施設周辺整備全国協議会	6	6	-
板付基地返還促進協議会負担金	板付基地返還促進協議会	810	810	-
国際化推進事業負担金	国連ハビタット福岡本部等	79,633	78,999	634
姉妹都市交流事業負担金	福岡市姉妹都市委員会	26,607	8,526	18,081
福岡アジア文化賞負担金	福岡アジア文化賞委員会	32,810	32,810	-
研修費負担金	釜山大学言語教育院	650	650	-
東京懇話会負担金	福岡市東京懇話会開催委員会	3,533	3,533	-
大都市統計協議会負担金	大都市統計協議会	229	-	229
負担金 計		526,769	515,095	11,674

※諸会議費負担金、工事費負担金及び共益費負担金は除く。

(単位:千円)

補助及び交付金の名称	交付先	7年度 予算額	6年度 予算額	対前年度 増減
福岡アジア都市研究所補助金	(公財)福岡アジア都市研究所	96,807	96,488	319
福岡市地域経済循環創造事業補助金	地域の資源等を活用した地域産業の振興につながる新たなビジネスを行う事業者等	40,000	-	40,000
地域おこし協力隊活動費助成金	地域おこし協力隊	3,330	1,814	1,516
離島縁結び支援事業補助金	玄界島及び小呂島の島づくり地域団体	1,200	-	1,200
福岡県留学生交流事業補助金	福岡県留学生会	600	600	-
日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金	日本国際連合協会福岡県本部	450	450	-
福岡インターナショナル・スクール事業補助金	学校法人福岡国際学園	6,000	6,000	-
福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金	(公財)福岡よかトピア国際交流財団	117,537	108,130	9,407
留学生支援事業補助金	(公財)福岡よかトピア国際交流財団	3,840	5,231	△ 1,391
日本語教室補助金	日本語教室を運営するボランティア団体	2,940	3,300	△ 360
補助金 計		272,704	222,013	50,691
社会保障・税番号制度交付金	地方公共団体情報システム機構	55,133	53,200	1,933
福岡市職員厚生会交付金	(一財)福岡市職員厚生会	20,461	20,676	△ 215
福岡市職員共済組合交付金	福岡市職員共済組合	17,421	18,303	△ 882
交付金 計		93,015	92,179	836

## 2. 条例案の概要

### (1) 議案第52号 (概要)

#### 福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案の概要

区分	現行職員定数	改正案		主要な増減の内容	
		新職員定数	増減員数		
福岡市職員定数条例・第2条第1項	第1号 市長事務部局 (うち福祉事務所)	6,333 (688)	6,401 (694)	68 (6)	[市長事務部局] 基準改正等に伴う保育士の増員 11 国勢調査の実施 7 防災機能の強化 7 みどり豊かなまちづくりの推進 6 福祉の総合相談窓口の全区展開 6 多文化共生の推進 5 公立保育所清掃業務の民間委託 ▲4 清掃工場施設運営業務の民間委託 ▲2
	第2号 教育委員会事務局及び教育機関 (うち校長・教員)	9,586 (8,558)	9,870 (8,852)	284 (294)	[教育委員会] 学級数の増加等に伴う教職員の増員 303 小学校給食調理等業務の民間委託 ▲13 学校環境整備業務の体制見直し ▲13 令和6年度全国高等学校総合体育大会の終了 ▲4
	第3号 選挙管理委員会事務局	30	30	—	[交通局] ダイヤ改正等に係る体制強化 13
	第4号 監査事務局	26	26	—	[消防局] 消防出張所の体制整備 12
	第5号 人事委員会事務局	16	16	—	
	第6号 農業委員会事務局	13	13	—	
	第7号 水道局	478	477	▲1	
	第8号 交通局	560	580	20	
	第9号 消防局	1,134	1,151	17	
計(ア)	18,176	18,564	388		

#### 【参考1】福岡市議会事務局と合わせた条例定数

区分	現行職員定数	新職員定数	増減員数
福岡市議会事務局条例に定める職員定数(イ)	40	40	—
(ア) + (イ)	18,216	18,604	388

#### 【参考2】総定員(条例定数及び外郭団体等への派遣職員数)の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員定数	17,293	17,562	17,957	18,216	18,604
前年度増減	296	269	395	259	388
派遣職員数	317	320	322	317	312
前年度増減	▲11	3	2	▲5	▲5
合計(総定員)	17,610	17,882	18,279	18,533	18,916
前年度増減	285	272	397	254	383

## (2) 議案第 53 号 (概要)

### 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例案の概要

#### 第 1 改正の理由

職員の能力の発揮及びワーク・ライフ・バランスの実現並びに多様な人材の確保の観点から職員の柔軟な働き方を推進するため、職員の申告を考慮した勤務時間の割振りを行う等の必要がある。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 フレックスタイム制の導入

職員の申告を考慮し、最大 4 週間を単位とする総勤務時間の中で、所属長が公務の運営に支障がないと認める場合には、勤務時間を柔軟に割り振ることができることとする。

なお、当該割振りの結果、勤務時間を割り振らない日を設定することも可能とする。

#### 制度イメージ (単位期間 1 週間の場合の割振り例)

##### ◆通常の勤務時間

月～金 | 7 時間 45 分 × 週 5 日勤務 = 週 38 時間 45 分勤務

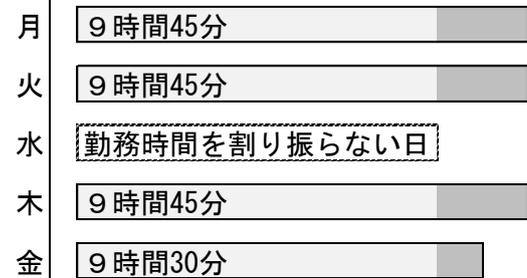
##### ◆フレックスタイム制

図 1 勤務時間の短縮と延長を組み合わせる例



合計 38 時間 45 分

図 2 勤務時間を割り振らない日を設定する例



合計 38 時間 45 分

##### 2 仕事と介護の両立支援制度に係る勤務環境の整備に関する措置

国が介護離職防止のため、職員に対し研修の実施などの措置を行うことに合わせ、国と同様の取扱いとするため、新たに規定を設ける。

##### 3 その他

所要の規定の整備を行う。

#### 第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表  
【下線部分が改正部分】

○ 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条（略） （勤務時間）</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 任命権者は、職員に第4項から前項までの規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、第4項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち任命権者が定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間を考慮して任命権者が定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>第3条の2～第5条（略） （時間外勤務代休時間）</p> <p>第5条の2 任命権者は、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）第15条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、別に定める期間</p>	<p>第1条・第2条（略） （勤務時間）</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 <u>任命権者は、職員（任命権者が定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第4項及び第6項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき第1項に規定する勤務時間となるように、第4項及び第6項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p> <p>9 任命権者は、職員に第4項から第7項までの規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、第4項から前項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち任命権者が定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（勤務日の勤務時間を考慮して任命権者が定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>第3条の2～第5条（略） （時間外勤務代休時間）</p> <p>第5条の2 任命権者は、福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）第15条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、別に定める期間</p>

現 行	改 正 案
<p>内にある勤務日等（勤務日及び<u>第3条第8項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。）のうち休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第6条～第11条 （略） （介護休暇）</p> <p>第11条の2 任命権者は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合には、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条の3 （略）</p>	<p>内にある勤務日等（勤務日及び<u>第3条第9項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。）のうち休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第6条～第11条 （略） （介護休暇）</p> <p>第11条の2 任命権者は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者<u>（第11条の4第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合には、介護休暇を与えることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条の3 （略） <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u></p> <p>第11条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（<u>以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。</u>）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p>第11条の5 任命権者は、<u>介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環</u></p>

現 行	改 正 案
(以下略)	<u>境の整備に関する措置</u> (以下略)

(3) 議案第 54 号 (概要)

福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に鑑み、旅費の種目及び内容に係る規定を簡素化する等の必要がある。

第 2 改正の内容

1 旅費の計算等に係る規定の簡素化

旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種目及び内容に係る規定を簡素化する。

2 旅費の支給対象の見直し

(1) 出張や勤務の実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とするための規定を整備する。

(2) 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とするための規定を整備する。

3 市費の適正な支出の確保

本条例に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。

4 その他

所要の規定の整備を行う。

第 3 施行期日

規則で定める日

第 4 改正する条例

条文	条例名称
第 1 条	福岡市職員等旅費支給条例
第 2 条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例
第 3 条	福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

○ 福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>2 市が市職員（<u>第3条第1項第5号を除き、以下「職員」という。</u>）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に<u>特別の定め</u>がある場合を除く外、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条（略） （用語の意義）</p> <p>第3条</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める領域をいう。<u>以下同じ。</u>）における旅行をいう。</p> <p>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) <u>扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として市長が定めるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>（削る）</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>2 市が市職員（<u>第3条第5号を除き、以下「職員」という。</u>）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に<u>特別の定め</u>がある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条（略） （用語の意義）</p> <p>第3条</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 内国旅行 本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める領域をいう。<u>次号において同じ。</u>）における旅行をいう。</p> <p>(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は各機関の長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5)（略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>(6) 遺族 職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として市長が定めるものを含む。</u>）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(7) <u>旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭</u></p>

現 行	改 正 案
<p>2 <u>この条例において、「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都については、特別区の存する全地域）をいうものとする。但し、「在勤地」という場合には、在勤公署から8キロメートル以内の地域をいうものとする。</u></p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由に<u>因り退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他に<u>特別の定</u>がある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により、<u>旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で</u></p>	<p><u>和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（旅費の支給）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この号及び次項において「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除く<u>ほか</u>、他に<u>特別の定め</u>がある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</p> <p>6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により、<u>旅費の支給を受けることができる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第6条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができ</u></p>

現 行	改 正 案
<p>市長が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）</u>によつて行わなければならない。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑なる遂行を図ることができない場合で、<u>且つ、</u>予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u></p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを<u>変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u>ただし、これによることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>（旅行命令簿等に従わない旅行）</p> <p>第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に<u>因り、</u>旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された命令等</u>を</p>	<p>る。</p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）</u>によつて行わなければならない。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑なる遂行を図ることができない場合で、<u>かつ、</u>予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u></p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項を記載し、当該事項を当該旅行者に提示しなければならない。</u>ただし、これによることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>5～6 （略）</p> <p>（旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に<u>より、</u>旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた命令等</u>を</p>

現 行	改 正 案
<p>む。以下本条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ<u>すみやかに</u>旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p><u>第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び旅行雑費とする。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p><u>第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り、最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u></p> <p><u>第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。</u></p> <p><u>2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>3 第4条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。</u></p> <p><u>第10条 年度によつて旅費を区分し計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第11条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払を</u></p>	<p>含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ<u>速やかに</u>旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(旅費の計算)</p> <p><u>第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p><u>第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所</u></p>

現 行	改 正 案
<p>する者（以下「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る<u>旅費額</u>のうち、その書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の<u>金額の支給</u>を受けることができない。</p>	<p>定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「会計管理者等」という。）に提出しなければならない。この場合において必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額</u>のうち、その書類を提出しなかつたため、その旅費又は<u>旅費に相当する金額</u>の必要が明らかにされなかつた部分の<u>支給又は支払</u>を受けることができない。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p><u>（証人等の旅費）</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>第12条 第4条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除く外、各機関の長がその場合の事情を考慮して定める旅費とする。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>第2章 内国旅行の旅費</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（鉄道賃）</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>第13条 鉄道賃は、次に掲げるものを支給する。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（1）その乗車に要する旅客運賃</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（2）急行料金を徴する特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（3）規則で定める者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による福岡県外の旅行をする場合には、第1号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（4）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの場合には、第1号に規定する旅客運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（船賃）</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>第14条 船賃は、旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金を支給する。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>2 運賃は、次の各号に規定する運賃を支給する。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（1）運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行については、別表第1に規定する特等級及び1等級の者にあつては上級の運賃、2等級以下の者にあつては中級の運賃</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（2）運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行については、上級の運賃</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>
<p><u>（3）運賃の等級を設けない船舶による旅行の</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>

現 行	改 正 案
<p>場合は、その乗船に要する運賃</p> <p>3 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃は更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>4 <u>公務上の必要により運賃の別に寝台料金を必要とした場合には、第2項に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金を支給する。</u></p> <p>5 <u>第2項第3号に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同項同号に規定する運賃及び前項に規定する寝台料金のほか、特別船室料金を支給する。</u></p> <p>6 <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第2項に規定する運賃、第4項に規定する寝台料金及び前項に規定する特別船室料金のほか、座席指定料金を支給する。</u>  <u>(航空賃)</u></p> <p><u>第14条の2 航空賃は、航空機の利用に要する運賃を支給する。</u>  <u>(車賃)</u></p> <p><u>第15条 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について路程に応じ、1キロメートル当たり37円を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額</u>  <u>の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額を支給する。</u></p> <p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した路程は1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u>  <u>(日当)</u></p> <p><u>第16条 日当は、旅行中の日数に応じ、別表第1に規定する1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、規則で定める近距離への旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、同項の定額の2分の1に相当する額の範囲内で規則で定める額とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、在勤地内及び在勤地以外の在勤公署地域(在勤公署の所在地をいう。以下同じ。)内における旅行につい</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>ては、日当は支給しない。</u>  <u>(宿泊料)</u>  <u>第17条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、別表第1に規定する1夜当たりの定額により支給する。</u>  <u>2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸して宿泊した場合に限り支給する。</u>  <u>3 宿泊料は、在勤地内及び在勤地以外の在勤公署地域内の旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合に限り、1夜につき第1項に規定する宿泊料の額を超えない範囲内で規則で定める額を支給する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>(食卓料)</u>  <u>第18条 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ、別表第1に規定する1夜当りの定額により支給する。</u>  <u>2 食卓料は、船賃の外に別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>(移転料)</u>  <u>第19条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程に応じ次の各号に規定する額により支給する。</u>  <u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</u>  <u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u>  <u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u>  <u>2 前項第3号の場合において扶養親族を移転した際における移転料の定額が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>(着後手当)</u>  <u>第19条の2 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額により支給する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p><u>(扶養親族移転料)</u>  <u>第20条 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、路程に応じ次の各号に規定する額により支給する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u></p> <p><u>ア 12歳以上の者にあつては、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。</u></p> <p><u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算についてはその子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(在学旅費)</u></p> <p><u>第21条 規則で定める研修、講習等を受ける職員に対しては、その研修、講習等を受ける期間、日当及び宿泊料に代えて在学旅費を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の旅費は、別表第1に規定する日当の定額及び宿泊料の定額を合計した額に相当する額の範囲内において規則で定める。</u></p> <p><u>(在勤地内及び在勤地以外の在勤公署地域内旅行の実費弁償)</u></p> <p><u>第22条 在勤地内及び在勤地以外の在勤公署地域内における旅行については、鉄道賃、電車賃、船賃及び車賃の実費を支給する。</u></p> <p><u>(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)</u></p> <p><u>第22条の2 在勤地以外の同一地域(第3条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)内における旅行(前条の規定の適</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>



現 行	改 正 案
<p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第3条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者が先にする。</u> <u>(滞在旅費)</u></p> <p><u>第25条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から出発の前日までを通算した滞向日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の1割、滞向日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費</u></p> <p><u>第26条 外国旅行の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律の外国旅行に関する規定を準用する。</u></p> <p><u>2 前項の場合における旅費の支給区分は、市長が定める。</u></p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p><u>第27条 各機関の長は、旅行者が市用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給したとした場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>第28条 各機関の長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合で規則で定めるものについては、別に規則で定める旅費を支給することができる。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u> <u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第9条 各機関の長は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給したとした場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>第10条 各機関の長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合で規則で定めるものについては、別に規則で定める旅費を支給することができる。</u> <u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第11条 会計管理者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者等は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任)  <u>第29条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>別表第1</u></p> <p><u>別表第2</u></p>	<p><u>3</u> <u>前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)  <u>第12条</u> <u>この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>

福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年福岡市条例第 5 号）（第 2 条関係）

現 行	改 正 案
<p>第 1 条～第 7 条 （略） （派遣職員に対する旅費の支給）</p> <p>第 8 条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>福岡市職員等旅費支給条例（昭和 28 年福岡市条例第 23 号）</u> に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p> <p>第 9 条 （略）</p>	<p>第 1 条～第 7 条 （略） （派遣職員に対する旅費の支給）</p> <p>第 8 条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和 28 年福岡市規則第 9 号）</u> に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。</p> <p>第 9 条 （略）</p>

- 福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年福岡市条例第 44 号）（第 3 条関係）

現 行	改 正 案
<p>第 1 条～第 3 条 （略） （費用弁償）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項の旅費の<u>種類</u>、額及びその支給方法は、福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）の定めるところによる。</p> <p>第 5 条 次の各号に掲げる者に対しては、その参加又は出頭した日数に応じ、費用弁償として、<u>福岡市職員等旅費支給条例別表第 1 に掲げる 3 等級の職員に準じ、旅費を支給する。ただし、福岡市内に居住する者については、日当のみを支給する。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 前項に定めるほか、法令の規定により参考人、証人等として出頭した者及び法令の規定による公聴会に参加した者についても、<u>前項の例により費用弁償として旅費を支給することができる。</u></p> <p>第 5 条の 2～第 8 条 （略）</p>	<p>第 1 条～第 3 条 （略） （費用弁償）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 前項の旅費の<u>種目</u>、額及びその支給方法は、福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）<u>及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年福岡市規則第 9 号）</u>の定めるところによる。</p> <p>第 5 条 次の各号に掲げる者に対しては、その参加又は出頭した日数に応じ、費用弁償として<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 前項に定めるほか、法令の規定により参考人、証人等として出頭した者及び法令の規定による公聴会に参加した者についても、費用弁償として旅費を支給することができる。</p> <p><u>3 前 2 項の旅費の種目、額及びその支給方法は、福岡市職員等旅費支給条例及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則の定めるところによる。</u></p> <p>第 5 条の 2～第 8 条 （略）</p>

福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例案（附則）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の福岡市職員等旅費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第3条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第5条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後の条例第4条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の福岡市職員等旅費支給条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前の条例第4条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第3条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第5条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第4条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第11条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

## (4) 議案第55号(概要)

### 福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要

#### 第1 改正の理由

人事委員会の報告等に鑑み、管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するとともに、特定任期付職員業績手当を廃止し特定任期付職員に対して勤勉手当を支給する等の必要がある。

#### 第2 改正の内容

- 1 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象の時間帯を拡大するもの。

現行	改正後
午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

- 2 特定任期付職員について、特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当に加えて勤勉手当を支給するもの。
- 3 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正(フレックスタイム制の導入)に伴う規定の整備を行うもの。
- 4 刑法の一部改正(懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設)に伴う規定の整備を行うもの。

#### 第3 施行期日(附則)

第2の1から3については、令和7年4月1日から施行する。

第2の4については、令和7年6月1日から施行する。

現 行	改 正 案
<p>第1条～第2条 (略) (給料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給料は、別に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例で定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、<u>勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u>を除いたものとする。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。</p> <p>第8条の2～第14条 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、勤務条件条例第3条第8項の規定により、あらかじめ同条第4項から第7項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略) (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の2 管理又は監督の地位にある職員(特定任期付職員を含む。次項及び次条において同じ。)が勤務を要しない日、休日又は</p>	<p>第1条～第2条 (略) (給料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 給料は、別に定める正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例で定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当<u>及び勤勉手当</u>を除いたものとする。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の日数から勤務を要しない日及び勤務時間を割り振らない日の日数を合計した日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。</p> <p>第8条の2～第14条 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、勤務条件条例第3条第9項の規定により、あらかじめ同条第4項から第8項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第16条～第19条 (略) (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第19条の2 管理又は監督の地位にある職員(特定任期付職員を含む。次項及び次条において同じ。)が勤務を要しない日、勤務時間</p>

現 行	改 正 案
<p>代休日（次項において「週休日等」という。）に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により規則で定める勤務に従事した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、当該職員が勤務条件条例第3条の2第2項の規定により勤務に服した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第19条の3～第20条 (略) (期末手当の支給制限)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間（福岡市職員退職手当</p>	<p>を割り振らない日、休日又は代休日（次項において「週休日等」という。）に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により規則で定める勤務に従事した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、当該職員が勤務条件条例第3条の2第2項の規定により勤務に服した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第19条の3～第20条 (略) (期末手当の支給制限)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間（福岡市職員退職手当</p>

現 行	改 正 案
<p>給条例（平成 16 年福岡市条例第 10 号。以下「退職手当条例」という。）第 10 条に規定する在職期間をいう。以下同じ。）</p> <p>中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め）</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>6～8 （略）</p> <p>第20条の4～第21条 （略） （<u>特定任期付職員業績手当</u>）</p> <p>第21条の2 任命権者は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p>	<p>支給条例（平成 16 年福岡市条例第 10 号。以下「退職手当条例」という。）第 10 条に規定する在職期間をいう。以下同じ。）</p> <p>中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め）</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>6～8 （略）</p> <p>第20条の4～第21条 （略）</p> <p>第21条の2 削除</p>

現 行	改 正 案
<p>2 <u>前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>第21条の3 (略) (特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第21条の4 第6条、第8条の2から第10条まで、第10条の3、<u>第19条の3</u>(第5項を除く。)及び<u>第20条の4</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>第21条の5 (略) (初任給調整手当等の支給期日)</p> <p>第22条 給料以外の給与(特殊勤務手当及び<u>特定任期付職員業績手当</u>を除く。)は、次に掲げる日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日にもつとも近い日曜日、土曜日及び休日でない日)にそれぞれ支給する。ただし、特に必要がある場合には、その全部若しくは一部を繰り上げ又は繰り下げて支給することができる。 (以下略)</p>	<p>第21条の3 (略) (特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第21条の4 第6条、第8条の2から第10条まで、第10条の3及び<u>第19条の3</u>(第5項を除く。)の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>第21条の5 (略) (初任給調整手当等の支給期日)</p> <p>第22条 給料以外の給与(特殊勤務手当を除く。)は、次に掲げる日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日にもつとも近い日曜日、土曜日及び休日でない日)にそれぞれ支給する。ただし、特に必要がある場合には、その全部若しくは一部を繰り上げ又は繰り下げて支給することができる。 (以下略)</p>

(5) 議案第 56 号 (概要)

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例案の概要

第 1 改正の理由

職務の特殊性並びに国及び他の地方公共団体の状況等に鑑み、緊急消防援助隊等として出動した職員に係る緊急消防援助等業務手当を設けるとともに、災害対策業務手当の額の改定を行う等の必要がある。

第 2 改正の内容

- 1 災害対策業務手当について、国家公務員に支給される同種の手当に準じた額に改めるもの。

(参考) 災害対策業務手当の概要

対象職員	作業内容	手当の額	
		現行	改正後
消防局職員 以外の職員	・河川の堤防等、道路及びその 周辺、港湾施設等の現場にお ける巡回監視、予防応急作業 ・他都市での災害発生に伴う 被災地支援業務	1日あたり 350円	1日あたり1,080円 ただし、災害対策基本法等 により立入禁止、退去命令 等の措置がなされた区域 においては、2,160円

- 2 大規模災害等が本市の区域外で発生し、又は発生するおそれがある場合において、本市消防局職員が、消防の応援又は支援のために出動し、災害応急対策に従事した場合に支給する手当を新設するもの。

(参考) 緊急消防援助等業務手当の概要

対象職員	作業内容	手当の額
消防局職員	大規模災害等の被災地にお ける救助活動等の業務	1日あたり1,080円 ただし、災害対策基本法等により立入禁 止、退去命令等の措置がなされた区域に おいては、2,160円

- 3 新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査等手当の特例を廃止するとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなった場合に、再び同様の手当を支給できるよう、所要の改正を行うもの。

第 3 施行期日 (附則)

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表  
【下線部分が改正部分】

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 第1種勤務手当（第3条—第11条）</p> <p>第3章 第2種勤務手当（第12条—<u>第24条</u>）</p> <p>第4章 第3種勤務手当（第25条・第26条）</p> <p>第5章 雑則（第27条—第31条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第11条 （略） （第2種勤務手当）</p> <p>第12条 第2種勤務手当は、次に掲げる手当とする。 （1）～（12） （略）</p> <p>第13条～第19条 （略） （災害対策業務手当）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき<u>350円</u>とする。</p> <p>第21条～第24条 （略）</p> <p>第25条・第26条 （略） （併給禁止）</p> <p>第27条 職員が同一の日に、第13条から第24条まで及び前条に規定する手当が支給される業務等のうち規則で定める2以上の業務等に従事した場合は、規則で定めるところにより、これらの手当のうちいずれかの手当を支給する。</p> <p>第28条～第31条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 第1種勤務手当（第3条—第11条）</p> <p>第3章 第2種勤務手当（第12条—<u>第24条の2</u>）</p> <p>第4章 第3種勤務手当（第25条・第26条）</p> <p>第5章 雑則（第27条—第31条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第11条 （略） （第2種勤務手当）</p> <p>第12条 第2種勤務手当は、次に掲げる手当とする。 （1）～（12） （略） <u>（13） 緊急消防援助等業務手当</u></p> <p>第13条～第19条 （略） （災害対策業務手当）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき<u>2,160円以内において規則で定める。</u></p> <p>第21条～第24条 （略） <u>（緊急消防援助等業務手当）</u></p> <p><u>第24条の2 緊急消防援助等業務手当は、職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務その他これに準じるものとして規則で定める業務に従事した場合に支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき2,160円以内において規則で定める。</u></p> <p>第25条・第26条 （略） （併給禁止）</p> <p>第27条 職員が同一の日に、第13条から第24条の2まで及び前条に規定する手当が支給される業務等のうち規則で定める2以上の業務等に従事した場合は、規則で定めるところにより、これらの手当のうちいずれかの手当を支給する。</p> <p>第28条～第31条 （略）</p>

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～6 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に係る衛生検査等手当の特例)</u></p> <p>7 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の患者を収容する宿泊施設の内部その他これに準じる区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合は、衛生検査等手当を支給する。</u></p> <p>8 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)以内において規則で定める。</u></p> <p>9 <u>附則第7項の場合においては、次に掲げる手当は支給しない。</u> (1) <u>第14条第1項の規定による衛生検査等手当(同項第4号に掲げる場合に係るものに限る。)</u> (2) <u>第23条第1項の規定による消防業務従事手当(規則で定める消防業務に係るものに限る。)</u></p> <p>10 <u>職員が同一の日に、附則第7項の手当が支給される作業のうち規則で定める2以上の作業に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。</u></p> <p>11 <u>附則第7項の手当については、この手当の支給される作業に従事した時間が3時間未満の場合は手当額の半額を支給する。</u></p>	<p>附 則 1～6 (略) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

現 行	改 正 案
<p>(特定新型インフルエンザ等に係る衛生検査等手当の特例)</p> <p>12 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症を除く。))のうち市長が定めるものをいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合は、衛生検査等手当を支給する。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 附則第12項の場合においては、次に掲げる手当は支給しない。 (1)～(3) (略)</p> <p>15 職員が同一の日に、附則第12項の手当が支給される作業のうち規則で定める2以上の作業に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。</p> <p>16 附則第12項の手当については、この手当が支給される作業に従事した時間が3時間未満の場合は手当額の半額を支給する。 (以下略)</p>	<p>(特定新型インフルエンザ等に係る衛生検査等手当の特例)</p> <p>7 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等のうち市長が定めるものをいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事した場合は、衛生検査等手当を支給する。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 附則第7項の場合においては、次に掲げる手当は支給しない。 (1)～(3) (略)</p> <p>10 職員が同一の日に、附則第7項の手当が支給される作業のうち規則で定める2以上の作業に従事した場合の手当の取扱いについては、規則で定める。</p> <p>11 附則第7項の手当については、この手当が支給される作業に従事した時間が3時間未満の場合は手当額の半額を支給する。 (以下略)</p>

## (6) 議案第 90 号 (概要)

### 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要

#### 第 1 制定の理由

刑法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要があるもの。

#### 第 2 条例案の内容

第 4 に記載する条例の規定中、懲役及び禁錮を「拘禁刑」に改める。

#### 第 3 施行期日等

##### 1 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

##### 2 経過措置

条例の施行前にした行為の処罰などについて、所要の経過措置を設ける。

#### 第 4 改正する条例

条文	条例名称
第 1 条	福岡市行政不服審査法施行条例
第 2 条	福岡市情報公開条例
第 3 条	福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例
第 4 条	福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例
第 5 条	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
第 6 条	福岡市職員退職手当支給条例
第 7 条	退隠料遺族扶助料及給与金条例
第 8 条	福岡市宿泊税条例
第 9 条	福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
第 10 条	福岡市中心身障害者扶養共済制度条例
第 11 条	福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例
第 12 条	福岡市屋外広告物条例
第 13 条	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例
第 14 条	福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例
第 15 条	福岡市消防団員退職報償金条例

## 刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

### 第1条関係 福岡市行政不服審査法施行条例（平成28年福岡市条例第6号）

現行	改正案
第1条～第10条（略） （罰則） 第11条 第3条第5項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （以下略）	第1条～第10条（略） （罰則） 第11条 第3条第5項（第5条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （以下略）

### 第2条関係 福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）

現行	改正案
第1条～第44条（略） （罰則） 第45条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （以下略）	第1条～第44条（略） （罰則） 第45条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （以下略）

### 第3条関係 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年福岡市条例第8号）

現行	改正案
第1条～第32条（略） （罰則） 第33条 第18条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 1～10（略） 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第74条第2項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 （1）～（4）（略）	第1条～第32条（略） （罰則） 第33条 第18条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 1～10（略） 11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第74条第2項に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 （1）～（4）（略）

<p>12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をおこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(以下略)</p>
---	--

第4条関係 福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例（平成18年福岡市条例第63号）

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(以下略)</p>

第5条関係 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市条例第48号）

現行	改正案
<p>第1条～第10条の2 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は基礎在職期間（福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号。以下「退職手当条例」という。）第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前には支給を</p>	<p>第1条～第10条の2 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は基礎在職期間（福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号。以下「退職手当条例」という。）第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前には支給を</p>

<p>制限し、支払われた後にあつては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>制限し、支払われた後にあつては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>
---	---

第6条関係 福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）

現行	改正案
<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確</p>	<p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確</p>

定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額

定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額

(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第1項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条第1項及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条第1項及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

第20条 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5～8 (略)

(以下略)

(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第1項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条第1項及び第21条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条第1項及び第21条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

第20条 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5～8 (略)

(以下略)

第7条関係 退隠料遺族扶助料及給与金条例（昭和16年福岡市告示第90号）

現行	改正案
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）
<p>第2条ノ2 職員次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ引続キタル在職ニ付退隠料ヲ受クルノ資格ヲ失フ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在職中ノ犯罪ニ因リ禁錮 以上ノ刑ニ処セラレタルトキ</p>	<p>第2条ノ2 職員次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ引続キタル在職ニ付退隠料ヲ受クルノ資格ヲ失フ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 在職中ノ犯罪ニ因リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキ</p>
第3条～第5条（略）	第3条～第5条（略）
<p>第6条 退隠料ヲ受クル権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利ヲ失フ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル懲役若クハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>(3) 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ依リ禁錮 以上ノ刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第6条 退隠料ヲ受クル権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利ヲ失フ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル拘禁刑 _____ニ処セラレタルトキ</p> <p>(3) 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ依リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第6条ノ2 禁錮以上 _____ノ刑ニ処セラレ第2条ノ2又ハ前条ノ規定ニヨリ退隠料ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒタル職員ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者（其ノ処セラレタル刑力3年（昭和23年12月22日以前ニアリテハ2年）以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑テアリタル者ニ限ル）ノ中其ノ刑ニ処セラレサリセハ退隠料ヲ受クル権利ヲ有スヘカリシ者又ハ其ノ遺族ハ次ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月ノ初日ヨリ当該退隠料ヲ受クル権利又ハ之ニ基ク遺族扶助料ヲ受クル権利若クハ資格ヲ取得スルモノトス</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第6条ノ2 拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ第2条ノ2又ハ前条ノ規定ニヨリ退隠料ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失ヒタル職員ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者（其ノ処セラレタル刑力3年（昭和23年12月22日以前ニアリテハ2年）以下ノ拘禁刑 _____テアリタル者ニ限ル）ノ中其ノ刑ニ処セラレサリセハ退隠料ヲ受クル権利ヲ有スヘカリシ者又ハ其ノ遺族ハ次ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月ノ初日ヨリ当該退隠料ヲ受クル権利又ハ之ニ基ク遺族扶助料ヲ受クル権利若クハ資格ヲ取得スルモノトス</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第7条 退隠料ノ支給ハ3年以下ノ懲役若クハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄之ヲ停止ス</p>	<p>第7条 退隠料ノ支給ハ3年以下ノ拘禁刑 _____ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄之ヲ停止ス</p>
<p>②～⑦ (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>②～⑦ (略)</p> <p>(以下略)</p>

第8条関係 福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）

現行	改正案
<p>第1条～第19条（略） （帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略） （以下略）</p>	<p>第1条～第19条（略） （帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略） （以下略）</p>

第9条関係 福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年福岡市条例第48号）

現行	改正案
<p>第1条～第31条（略） （罰則）</p> <p>第32条 第22条第3項（第28条第3項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 （以下略）</p>	<p>第1条～第31条（略） （罰則）</p> <p>第32条 第22条第3項（第28条第3項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （以下略）</p>

第10条関係 福岡市中心身障害者扶養共済制度条例（昭和47年福岡市条例第15号）

現行	改正案
<p>第1条～第9条（略） （年金の支給停止）</p> <p>第10条 第8条の規定により年金を支給される心身障がい者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支給を停止する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>（3）（略） （以下略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （年金の支給停止）</p> <p>第10条 第8条の規定により年金を支給される心身障がい者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間年金の支給を停止する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）拘禁刑_____に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>（3）（略） （以下略）</p>

第11条関係 福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡市条例第57号）

現行	改正案
<p>第1条～第18条（略） （罰則）</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に 処する。</p> <p>（1）～（3）（略） （以下略）</p>	<p>第1条～第18条（略） （罰則）</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に 処する。</p> <p>（1）～（3）（略） （以下略）</p>

第12条関係 福岡市屋外広告物条例（昭和47年福岡市条例第60号）

現行	改正案
<p>第1条～第45条（略） （罰則）</p> <p>第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に 処する。</p> <p>（1）～（3）（略） （以下略）</p>	<p>第1条～第45条（略） （罰則）</p> <p>第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に 処する。</p> <p>（1）～（3）（略） （以下略）</p>

第13条関係 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例（平成14年福岡市条例第60号）

現行	改正案
<p>第1条～第13条（略） （罰則）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に 処する。</p> <p>（1）・（2）（略） 2（略） （以下略）</p>	<p>第1条～第13条（略） （罰則）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に 処する。</p> <p>（1）・（2）（略） 2（略） （以下略）</p>

第14条関係 福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）

現行	改正案
<p>第1条～第5条（略） （欠格条項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、 消防団員となることができない。</p> <p>（1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行</p>	<p>第1条～第5条（略） （欠格条項）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、 消防団員となることができない。</p> <p>（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行</p>

<p>を終わるまでの者又はその執行を受ける ことがなくなるまでの者 (2)・(3) (略) (以下略)</p>	<p>を終わるまでの者又はその執行を受ける ことがなくなるまでの者 (2)・(3) (略) (以下略)</p>
---	---

第15条関係 福岡市消防団員退職報償金条例（昭和39年福岡市条例第107号）

現行	改正案
<p>第1条～第5条 (略) (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに 該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略) (以下略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに 該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略) (以下略)</p>



### 3. 組織編成案

下線：変更部分

令和6年度 (6.4.1現在)	令和7年度 (7.4.1現在)
<b>総務企画局 268</b>	<b>総務企画局 271 (+3)</b>
<b>理事 1</b>	<b>理事 1</b>
<b>行政部 36</b>	<b>行政部 36</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 8</li> <li>— 情報公開室 5</li> <li>— 法制課 14                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 課長※審理員(2)</li> </ul> </li> <li>— 行政マネジメント課 6</li> <li>— 公正職務推進室 2</li> </ul> <p>【行政マネジメント課長が兼務】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 8</li> <li>— 情報公開室 5</li> <li>— 法制課 14                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 課長※審理員(2)</li> </ul> </li> <li>— 行政マネジメント課 6</li> <li>— 公正職務推進室 2</li> </ul> <p>【行政マネジメント課長が兼務】</p>
<b>D X 戦略部 68</b>	<b>D X 戦略部 70 (+2)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 情報システム課 32</li> <li>— データ活用推進課 7</li> <li>— システム刷新課 13                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 部長※サービスデザイン 1</li> </ul> </li> <li>— D X 戦略課 7</li> <li>— サービスデザイン課 7                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 課長※サービスデザイン 0</li> </ul> </li> </ul> <p>【組織定数課長が兼務】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 情報システム課 32</li> <li>— データ活用推進課 7</li> <li>— システム刷新課 <u>15</u> (+2)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 部長※サービスデザイン 1</li> </ul> </li> <li>— D X 戦略課 <u>6</u> (▲1)</li> <li>— サービスデザイン課 <u>8</u> (+1)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 課長※サービスデザイン 0</li> </ul> </li> </ul> <p>【組織定数課長が兼務】</p>
<b>部長※働き方D X 推進 5</b>	<b>部長※働き方D X 推進 5</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 【部長※サービスデザインが兼務】</li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【行政マネジメント課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 2                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【情報システム課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 1                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【データ活用推進課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 2                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【D X 戦略課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【サービスデザイン課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【統計調査課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【人事課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【研修企画課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【労務課長が兼務】</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 【部長※サービスデザインが兼務】</li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【行政マネジメント課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 2                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【情報システム課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 1                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【データ活用推進課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 2                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【D X 戦略課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【サービスデザイン課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【統計調査課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【人事課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【研修企画課長が兼務】</li> </ul> </li> <li>— 課長※働き方D X 推進 0                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 【労務課長が兼務】</li> </ul> </li> </ul>

令和6年度 (6.4.1現在)		令和7年度 (7.4.1現在)	
企 画 調 整 部 43		企 画 調 整 部 41	(▲2)
部長※国家戦略特区等推進	1	部長※国家戦略特区等推進	1
部長※事業調整	1	部長※事業調整	1
企 画 課 長 ⑨	32	企 画 課 長 ⑧	30 (▲2)
【DX戦略課長が兼務】		【DX戦略課長が兼務】	
【課長※水資源対策が兼務】		【課長※水資源対策が兼務】	
統 計 調 査 課	8	統 計 調 査 課	8
部長※水資源対策 3		部長※水資源対策 3	
課 長 ※ 水 資 源 対 策	2	課 長 ※ 水 資 源 対 策	2
国 際 部 23		国 際 部 26	(+3)
国 際 政 策 課	10	国 際 政 策 課	6 (▲4)
国 際 交 流 課	7	多 文 化 共 生 課	7 (+7)
ア ジ ア 連 携 課	5	国 際 交 流 課	7
ア ジ ア 連 携 課	5	ア ジ ア 連 携 課	5
人 事 部 80		人 事 部 80	
人 事 課	30	人 事 課	30
研 修 企 画 課	8	研 修 企 画 課	8
職 員 健 康 課	9	職 員 健 康 課	9
産 業 医 (1)		産 業 医 (1)	
組 織 定 数 課	7	組 織 定 数 課	7
労 務 課	10	労 務 課	10
福 利 厚 生 課	15	職 員 共 済 課	15
東 京 事 務 所 8		東 京 事 務 所 8	
次 長 ②	7	次 長 ②	7